

平成二十六年六月十六日提出
質問 第二二二一 号

集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書

一 安倍晋三内閣として、現在いわゆる集団的自衛権を我が国が行使できるよう、従来「有してはいるが日本国憲法により行使することは許されない」としてきた政府解釈の変更を目指していると承知する。安倍内閣として、集団的自衛権の行使実現が我が国にとって必要であると考え理由は何か、改めて説明されたい。

二 安倍内閣として、一で挙げた従来の政府解釈を変更することを、第一八六回通常国会の会期末である本年六月二十二日までに閣議決定をすることを目指していると承知する。安倍内閣として、今国会の会期末までに、右の閣議決定を行う考えでいるのか。

三 集団的自衛権の行使を可能とするのなら、内閣が変わるたびに解釈も変わり得る政府解釈の変更という手続きをとるのではなく、日本国憲法の改正手続きをするのが、まっとうな手段ではないのか。安倍内閣として時代にあった憲法にするため、憲法改正に向けて国民的な議論を深めていく意志はあるか否か問う。

右質問する。